

中東情勢を踏まえた燃料油・石油製品の安定供給確保及び 重要物資の安定的な供給確保について

2026年5月28日

経済産業省

原油について「日本全体として必要な量」は確保できている

- 代替調達の進展の結果、備蓄放出量を抑えつつ、年を超えて、石油※の供給を確保できる目途がついている。

※原油は、6月の代替調達は、従前の7割以上の見通しから、8割程度まで引上げ。

引き続き、原油調達先の多角化最大限取り組む。（補足：ナフサを含め、燃料油以外の用途にも供給を継続する前提）

- このように、原油について「日本全体として必要な量」が確保できている。



注1：4月の実績値は製油所に到達した原油量の総量であり、各種統計との誤差が生じることがある。

注2：5月25日時点。原油タンカーの配船・運航状況等により、遅れが生じれば日本着が後ろ倒しになるため、月ごとの調達量には変動が生じ得る。

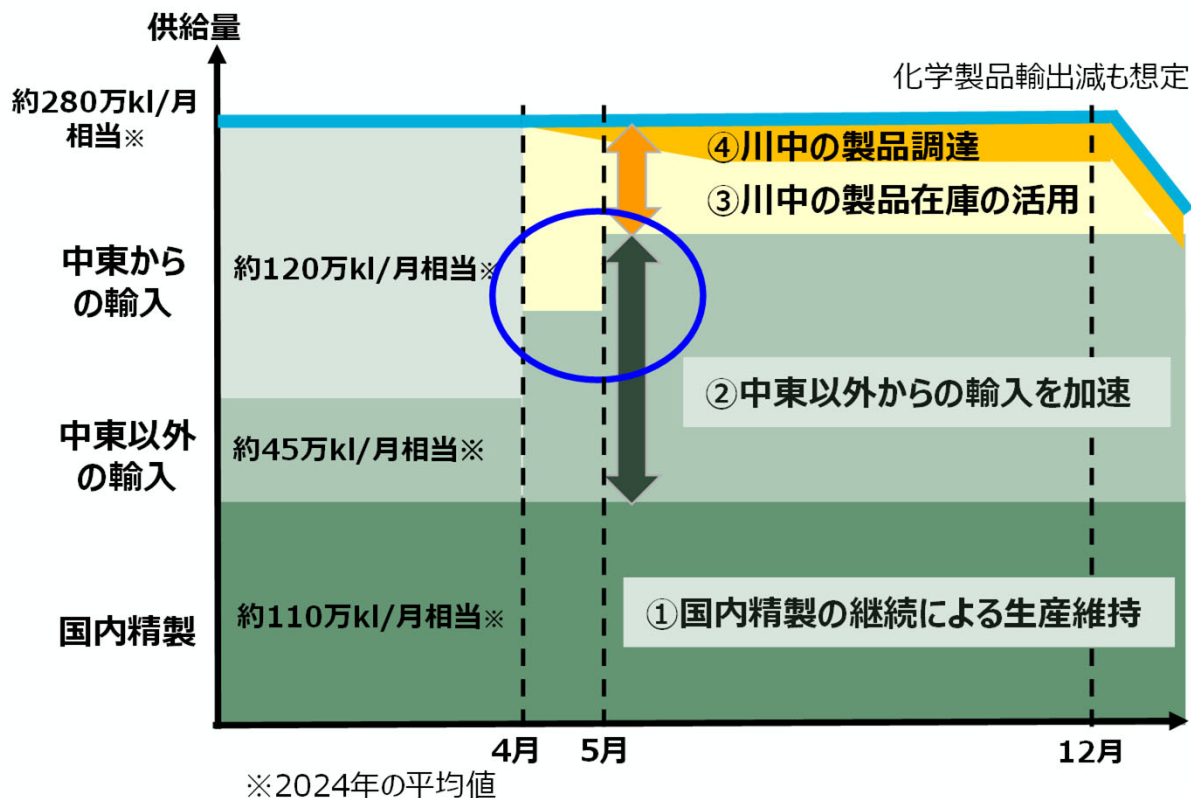
注3：上記表示以外の詳細な国名やルートについては、民間企業の契約に関する事柄であることに加え、安全対策上の理由から非公表としている。

ナフサ由来の化学製品の需給見通し

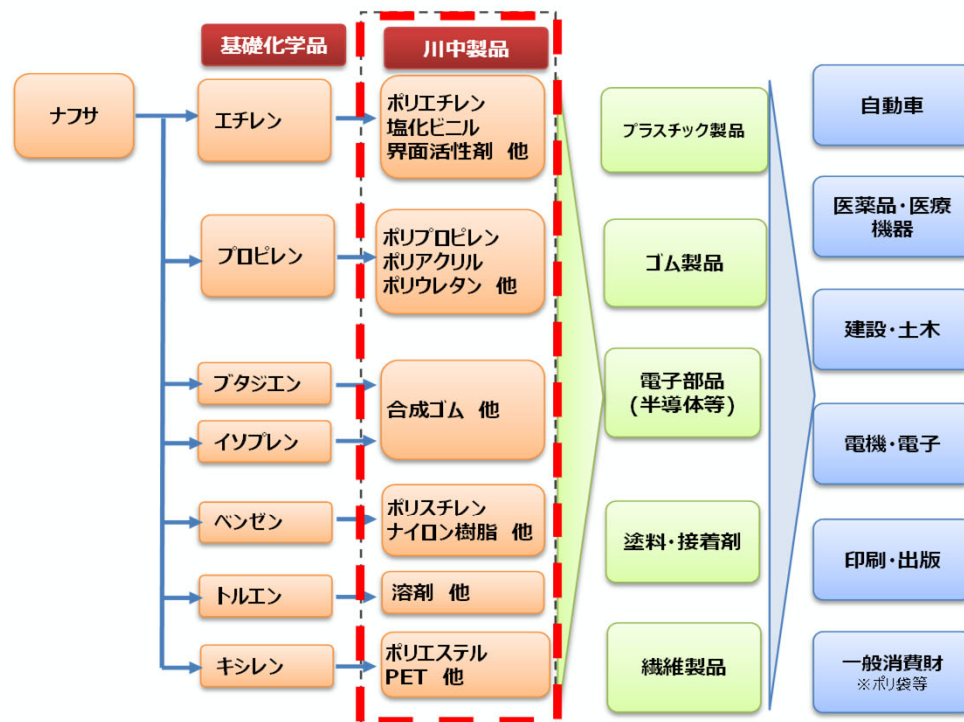
- ナフサ由来の化学製品の供給についても、年を越えて継続できる見込み※であり、「日本全体として必要な量」は確保できている。

※①国内でのナフサの精製を継続していることに加え、②米国やアルジェリア、ペルーなど中東以外からのナフサの輸入の進展に伴い、③ポリエチレンなどの川中の製品在庫の低減ペースが抑えられるため、年を越えて供給継続できる見込み。

化学製品の供給見通し（中東以外の輸入加速）



川中の製品在庫



※各川中製品によって製品在庫の期間は異なるため、各川中製品の供給状況を注視の上、製品調達等も検討。

主な石油関連製品の供給状況（3月）

- 2026年3月のナフサ供給量は、輸入の減少やプラントの定期修理が集中的に行われたこともあり、前年同月比減（221万kl,▲25%）だったものの、4月以降回復する見通し。
- 他方、川下製品のシンナーや塗料、印刷インキ、コーキング材、塩ビ管、農業用フィルム等は、前年実績並もしくは前年実績以上の供給を維持。
- 潤滑油については、供給不安を抱く流通事業者や需要家が大量注文。前年を大きく上回る量を出荷。

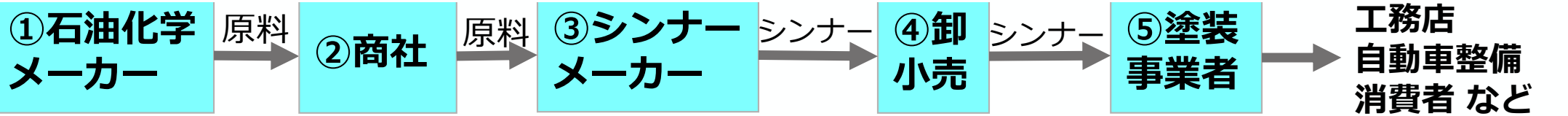
	国内出荷量	前年同月比	生産量	前年同月比	輸入量	前年同月比	主な原材料
シンナー	33,701 t	116%	33,709 t	113%	2,289 t ※1	131%	トルエン キシレン
塗料	73,129 t	111%	90,930 t	103%	2,609 t	94%	樹脂・溶剤
印刷インキ	20,107 t	104%	27,294 t	103%	234 t	124%	樹脂・溶剤
コーキング材	20,232 kl 戸建用:5,453kl ※2	99% 戸建用:105%	17,562kl 戸建用:5,319kl ※2	97% 戸建用:109%	616 t ※3	152%	シリコーン ポリウレタン
塩ビ管	17,796 t	116%	17,661 t	115%	72 t ※4	101%	塩化ビニル樹脂
農業用フィルム (マルチフィルム含む)	7,373 t ※6	98%	5,190 t	87%	16,933 t ※5	95%	ポリエチレン
潤滑油	180,997 kl	142%	178,016 kl	99%	19,040 kl	144%	ベースオイル

（資料）ナフサ：石油統計、シンナー：生産動態統計、塗料：日本塗料工業会統計より経済産業省推計、印刷インキ：生産動態統計、コーキング材：日本シーリング材工業会統計、塩ビ管：塩化ビニル管・継手協会統計、農業用フィルム：生産動態統計、潤滑油：資源・エネルギー統計（輸入量については、潤滑油を除き貿易統計）

（注）※1：ペイント用ワニス、ワニス用の調整除去剤を含む ※2：1～3月の3ヶ月 ※3：ガラス用・接ぎ木用のパテ、レジセメント等を含む
 ※4：塩ビ重合体のホース・継手等を含む ※5：エチレン重合体の板、シート、フィルム、はく等を含む ※6：輸出を含む

塗料・シンナーの目詰まりの主な類型

- これまでの供給の偏りや流通の目詰まりは、主に以下3つに類型化。

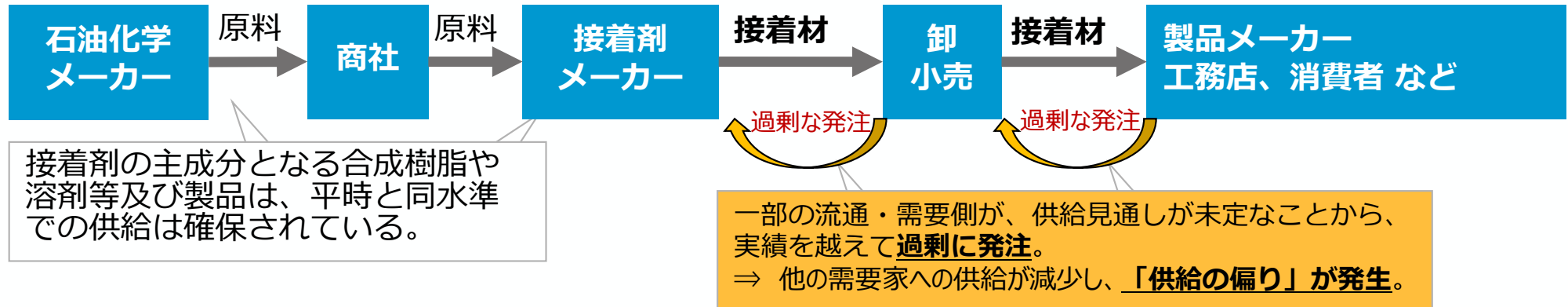


類型	事例	解消策
【1】 原料・製品の供給見通しが共有されず、供給量を抑制 (①～③)	石油化学メーカー（①）が、「 <u>4月は前年並み、5月以降の供給量未定</u> 」と供給先に伝えたところ、 <u>商社（②）やシンナーメーカー（③）が、万が一の供給制限に備えて、4月分から供給量を半減させた。</u>	経産省から、商社やシンナーメーカーに対し、川上企業が供給継続する見通しを伝え、目詰まり解消。
【2】 事業者間でのタイムリーなコミュニケーションが不足 (③～④)	3月半ばに、 <u>シンナーメーカーA社（③）が4月以降のシンナー供給制限を卸小売B社（④）に通知。</u> 4月半ばには、 <u>シンナー供給量が通常通りに回復したが、A社はB社に連絡せず、またB社からA社へも確認しないまま</u> だったため、B社への供給状況が改善せず。	経産省から、卸小売りB社に対し、原料・シンナーの供給改善状況を伝え、B社がシンナーメーカーA社に連絡をとり、目詰まり解消。
【3】 川下が実績以上の発注をすることで出荷が混乱 (③～⑤)	建設事業者から大規模修繕工事の一部を受託した <u>塗装事業者C社（⑤）は、通常2週間毎にシンナーを調達しているが、不足を心配し、卸小売りD社（④）に全工事期間1.5ヶ月分のシンナーを一括発注。</u> <u>D社を含め大量受注を受けたシンナーメーカーE社（③）が出荷調整に時間を要し、出荷遅延が発生。</u>	経産省から、塗装事業者C社に、通常通りの頻度・量での発注を要請。C社が卸小売D社に通常通りの頻度・量を発注し、目詰まり解消。

「流通の目詰まり」と「供給の偏り」の発生を防止するための協力のお願い

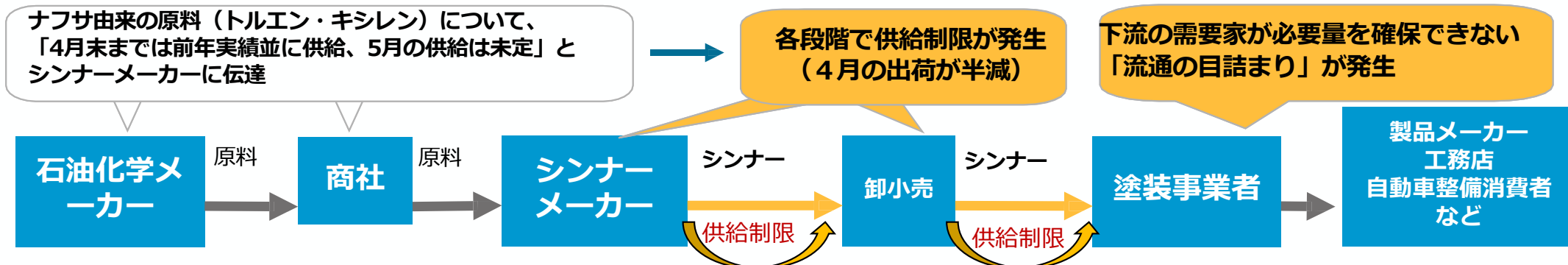
- 原油や石油製品について「日本全体として必要となる量」は確保できている一方、一部で生じている「供給の偏り」や「流通の目詰まり」に対して、関係省庁に設置した情報提供窓口を通じてサプライチェーンの情報を集約し、一つ一つ丁寧に解消してきている。
- 日本全体の供給状況をサプライチェーンの関係者に共有するとともに、過剰な発注や各段階での供給制限を行わないよう周知していただきたい。

<供給の偏り>の事例：接着剤



⇒ 前年同月同量を基本とした通常量の調達を行って頂くよう周知いただきたい

<流通の目詰まり>の事例：シンナー



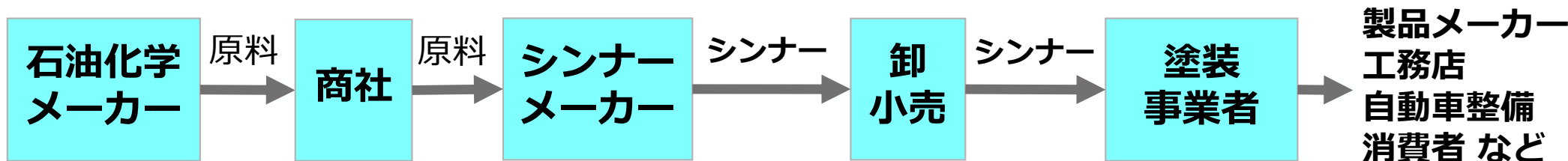
⇒ 原料調達の課題を理由に供給制限せず、先ずは経産省に相談するよう周知いただきたい

塗料・シンナーの目詰まり解消対策強化について

- 塗料・シンナーに関して、川上～川中（石油化学メーカー、商社、塗料・シンナーメーカー）については、順次、出荷が実績並に戻りつつある一方、川中～川下において、一部で供給の偏りや流通の目詰まりが残っている状況。
- 目詰まり解消対策をもう一段強化すべく、地方支分部局（地方経産局・地方整備局等）と本省（経産省・国交省等）とが連携し、以下取組を実施することで、プッシュ型で一つ一つ確実に解消していく。

各地域における目詰まり解消対策の強化

- ① 塗料・シンナーについて、**各地域の主要な卸・小売（108社）**に対し、各地方経産局が**ヒアリング**を行い、塗料・シンナーの仕入れ・出荷状況を聴取。
- ② 聴取内容を経産省でとりまとめ、目詰まりが生じている場合は、塗料・シンナーメーカー等への**確認、企業間の認識共有**を支援。
- ③ 上記情報を、地方整備局による工務店団体等に対する**情報提供**や国交省における供給状況の**把握・目詰まりの特定・解消**に活用。

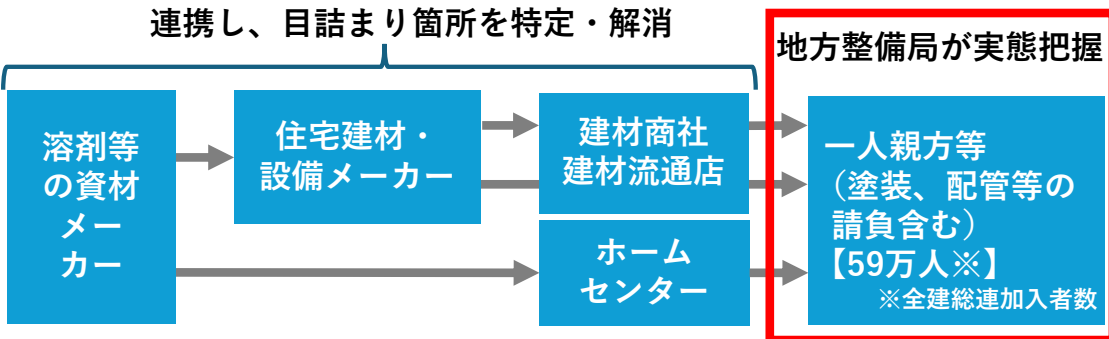


川中～川下の流通過程における「目詰まり対策」の強化

- 「日本全体として量は足りている」が、川中から川下への流通過程において「目詰まり」が発生。
 - このため、取引先との交渉力が強くない小規模事業者が多い事業者について、地方整備局・運輸局・農政局が中心となって、各地の事業者への供給実態を把握し、地方経産局と連携の上、目詰まり箇所の特定とその解消を図る。まずは、以下の事業者の実態把握を進め、順次、対象を拡大。
- ① 「工務店（一人親方等）」による「建設資材（塗料・シンナー・断熱材・塩ビ管・防水関係資材等）」の調達状況 [地方整備局]
 - ② 「自動車整備工場（バス・トラック等の運送会社を含む）」に対する「潤滑油・アドブルー」の供給状況 [地方運輸局]
 - ③ 「パン・菓子等販売店」に対する「包装資材」の供給状況 [地方農政局]

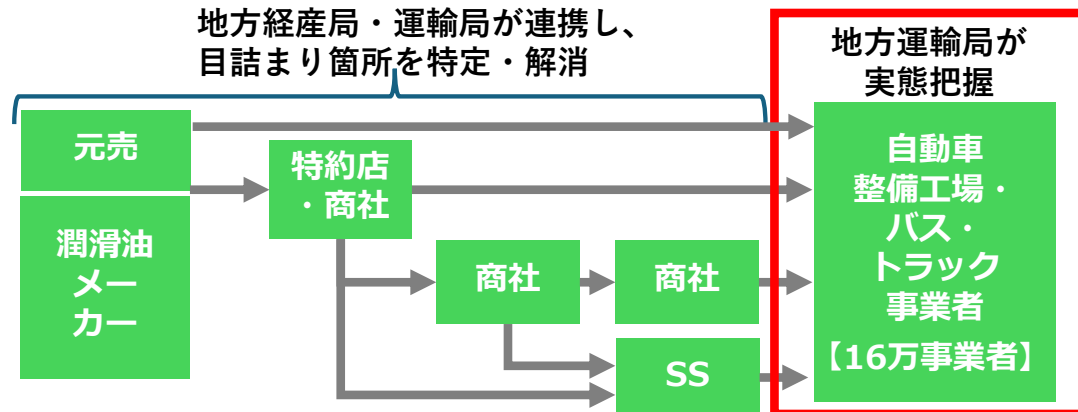
建設資材（シンナー等）の流通過程

地方経産局と本省（経産省・国交省）が連携し、目詰まり箇所を特定・解消



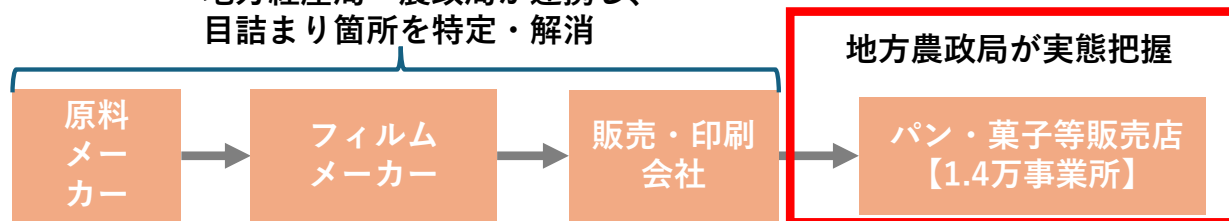
潤滑油の流通過程

地方経産局・運輸局が連携し、目詰まり箇所を特定・解消



パン・菓子等の包装資材の流通過程

地方経産局・農政局が連携し、目詰まり箇所を特定・解消



中東情勢関連対策ワンストップポータル

- 経済産業省HPのワンストップ・ポータルでは、石油に関する情報提供・対応、中小企業・小規模事業者向け支援など、中東情勢を踏まえた経済産業省の取組をまとめてご覧いただけます。

- ① 燃料油・石油製品の調達でお困りの際には、関係省庁に設置された情報提供窓口に情報（調達元、対象製品、今後の調達見込みなど）を寄せていただけますと幸いです。
- ② 資金繰り・価格転嫁などの経営に関してお困りの際には、中小企業・小規模事業者向け支援メニューをご覧ください。

トップ画面

ホーム ▶ 中東情勢関連対策ワンストップポータル

中東情勢関連対策ワンストップポータル

中東情勢関連対策ワンストップポータル



https://www.meti.go.jp/chuto_josei/index.html



燃料油・石油製品の情報提供窓口

「燃料油等の供給に関する情報提供」の受付フォーム

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kanbo-kaikei02/gasoline01>

「石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供」の受付フォーム

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kanbo-kaikei02/petrochemical01>

中東情勢を踏まえた中小企業対策について

1. 特別相談窓口の設置

- 全国の政府系金融機関及び商工団体、各地方経済産業局等（計1053カ所）に「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を設置（2022年より設置されている「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を拡充）。

2. 中小企業の資金繰り支援

①金融機関に対する資金繰りへの配慮要請

- 片山金融担当大臣及び関係省庁（経産省からは中企庁長官が出席）と官民金融団体による意見交換会を3/27（金）に開催。
- 同会合で、関係大臣（総理、財務、厚労、農林、経産）から官民金融機関に対して、中東情勢の影響を受ける事業者の資金繰りへの配慮要請文を同日に発出。

②日本公庫によるセーフティネット貸付の金利引き下げ

- 原油高等の影響を受ける事業者へのセーフティネット貸付の▲0.4%金利引下げを、2022年5月より実施中。
- 本制度の対象となっていない「中東情勢による取引・生産の減少や停止」についても、4月1日より金利引下げの対象とした。

3. 価格転嫁に係る配慮要請

- 関係大臣（警察、金融、総務、財務（国税）、厚労、農水、国交）、経産大臣及び公正取引委員会委員長から、関係業界団体に対し、原材料・エネルギーコストの上昇を考慮した上で取引対価を決定するなど、適切な価格転嫁に配慮するよう要請文を3/27（金）に発出。
- 経産大臣から各省庁、各地方自治体に対しても、官公需の観点で同趣旨の配慮要請文を発出。

(参考) セーフティネット貸付 (経営環境変化対応資金) の概要

対象者

- 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者

対象要件

- 最近3ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べて5%以上減少等
→ **特別相談窓口が設置された災害・事象**による影響を受けた場合、**数値要件を満たさず**とも、資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすおそれがあれば対象

制度内容

- 対象資金 設備資金及び運転資金
- 貸付限度額 中小企業事業：7億2,000万円
国民生活事業：7,200万円
- 貸付期間 設備資金20年以内、運転資金10年以内
- 据置期間 3年以内
- 貸付利率 基準利率（中小企業事業：2.55%、国民生活事業：3.25%）＜令和8年4月現在（注）＞

4/1より、赤字部分を追加し、「原油高」に加えて、「中東情勢による取引・生産停止等」も金利引き下げの対象。

- ➔ 以下の要件に該当する場合は、**上記利率から0.4%を控除**

原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響または**中東**・ウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における**売上高**、売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している場合

（注）貸付期間5年以内の標準的利率。実際の適用利率は担保の有無や信用リスク等により異なる。